

令和8年度 監査の指摘に対する状況（令和8年10月15日公表）

No.	種類	課等名	指摘事項	指摘 区分	措置通知日	措置の内容
1	定期監査	ニュータウン創生課	貸付料の請求に係る事務が適切でなかったもの 旧西藤山台小学校施設土地貸付料(3件)について、一般定期借地権設定契約公正証書に定められた支払期日を越えた納期限としていた。 公正証書に基づいた適正な納期限とされたい。	注意	令和8年9月17日	公正証書の確認不足により口座振替日を誤設定したものです。 速やかに相手方と協議し、公正証書に基づいた適正な納期限を設定しました。 今後は、公正証書の内容を遵守し、適正な事務処理に努めます。
2	定期監査	ニュータウン創生課	行政財産目的外使用料の徴収に係る事務が適切でなかったもの 西藤山台運動交流ひろば屋外倉庫の一部使用に係る行政財産目的外使用料について、減価償却費を控除することなく使用料が算定され過徴収となっていた。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適正な事務処理をされたい。	注意	令和8年9月17日	行政財産目的外使用料の初回算定時の事務手続きに誤りがあり、過徴収したものです。 速やかに算定誤りを訂正するとともに相手方に説明し、返金の手続きを行いました。 今後は、行政財産目的外使用料条例等の関係規程を遵守し、適正な事務処理に努めます。